

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則 6—14）の一部を次のように改正する

。

目次中「第 3 章 等級別資格基準（第 5 条—第 10 条）」を「第 3 章 削除」に、「第 49 条」を「第 48 条」に改める。

第 2 条中第 4 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 4 号とし、第 9 号から第 11 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 削除

第 5 条から第 10 条まで 削除

第 11 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

新たに職員となった者の職務の等級は、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次に掲げる職務の等級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

- (1) 行政職給料表の職務の等級 6 級から 9 級まで
- (2) 研究職給料表の職務の等級 4 級及び 5 級
- (3) 医療職給料表(1)の職務の等級 4 級
- (4) 医療職給料表(2)の職務の等級 6 級から 8 級まで
- (5) 医療職給料表(3)の職務の等級 6 級及び 7 級
- (6) 特定獣医師職給料表の職務の等級 5 級から 7 級まで
- (7) 高等学校等教育職給料表の職務の等級 3 級及び 4 級
- (8) 小学校中学校教育職給料表の職務の等級 3 級及び 4 級
- (9) 公安職給料表の職務の等級 7 級から 9 級まで

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の等級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第 2 に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の等級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の等級）に決定するものとする。

第 11 条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「第 1 項各号」に改め、同条第 4 項中「第 6 条第 2 項第 2 号又は第 4 号に掲げる者（第 17 条の適用を受ける者を除く。）」を「新たに職員となった者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者及び次項に規定する者を除く。）の職務の等級は、第 2 項の規定に準じて決定するものとする。ただし、当該新たに職員となった者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の等級について、前 2 項の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の職務の等

級を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない県職員
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) 国家公務員
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (7) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第12条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第2項に規定する職員（第4号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

第12条第1項第2号中「いう。）」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により職務の等級を決定された職員（以下「経験者試験採用者等」という。）」を加え、「当該経験者試験採用者」を「当該経験者試験採用者等」に改め、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前条第4項本文に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号俸を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事委員会が定める場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号俸を決定することができる。

第13条第1項中「第6条第2項第4号」を「次項第3号」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの
- (3) かつて職員であった者及び他の地方公共団体又は国の一般職に属する職員の職その他これに準ずる職に正式に任用されていた者をもって補充しようとする職に任用され

た職員（前2号に掲げる者を除く。）

第13条に次の1項を加える。

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第14条から第19条までを次のように改める。

第14条 削除

（経験年数を有する者の号俸）

- 第15条 新たに職員となり、第12条第1項第1号、第3号又は第4号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号俸は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号俸の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の2アに定める行政職給料表7級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事委員会の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

（経験年数）

- 第16条 前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

- 2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表（以下「経験年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特別の事情がある職員に対する職務の等級及び号俸の取扱い）

- 第17条 この章の規定により職員の職務の等級及び号俸を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て当該職員の職務の等級及び号俸を決定することができる。

第18条及び第19条 削除

第20条第1項中「応じ」の次に「、かつ、その者の勤務成績に従い」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第21条中「第6条第2項第1号」を「第13条第2項第1号」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった」を「異なる学歴免許等の資格を取得した」に、「資格を有する」を「資格等を有する」に、「資格に」を「資格等に」に改める。

第25条を次のように改める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の等級)

第25条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の等級は、その異動後の職務に応じ決定する（第1号に掲げる異動の場合にあっては、決定し、又は引き続き従前の職務の等級にとどまらせる）ものとする。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

2 経験者試験採用者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、前項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第11条第3項の規定により決定される職務の等級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の等級を超えない範囲内で決定するものとする。

3 第11条第4項ただし書の規定により職務の等級を決定された者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、第1項の規定にかかわらず、前項の規定に準じて決定するものとする。

第26条第1項中「前条に規定する」を「前条第1項第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「第17条又は第18条」を「第12条第2項」に改め、同条第3項中「前条」を「前条第1項第1号」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条中「前条に規定する」を「第25条第1項第2号に掲げる」に、「第17条又は第18条」を「第12条第2項」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第37条第8項中「第25条に規定する」を「第25条第1項第1号に掲げる」に、「及び」を「又は」に改める。

第39条の2中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第40条中「各号いずれか」を「各号のいずれか」に改める。

第44条第1項中「この条において」を削り、「、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下を「、」に、「専従許可」という。）の」を「専従許可の」に、「、教

育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項に規定する大学院修学休業（以下「、」に、「「大学院修学休業」という。）の」を「大学院修学休業の」に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第47条中「第18条、」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第49条を削る。

別表第 1 のア(1)行政職給料表等級別職務区分表中

政策推進室長
調整室長

を

「

政策推進室長

に改める。」

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 初任給基準表（第11条関係）

ア 行政職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	採用試験	大学卒業程度		1 級29号俸
		短大卒業程度		1 級19号俸
		高校卒業程度		1 級 9 号俸
	その他		高校卒	1 級 5 号俸
無線従事者			第 1 級総合無線通信士 第 1 級海上無線通信士 第 1 級陸上無線技術士	1 級29号俸
			第 2 級総合無線通信士 第 2 級海上無線通信士 第 2 級陸上無線技術士 第 1 級陸上特殊無線技士	1 級13号俸
			航空無線通信士	1 級 9 号俸

		第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士 その他の資格	1級5号俸
--	--	--	-------

備考

- 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に適用する。
- 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令（平成13年政令第245号）に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 3 無線従事者の経験年数は、その資格（その資格が電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第67号）附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格）を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

イ 研究職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	大学卒業程度		2級5号俸
	短大卒業程度		1級19号俸
	高校卒業程度		1級9号俸
その他		高校卒	1級5号俸

ウ 医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級29号俸

歯科医師	大学 6 卒	1 級 5 号俸
------	--------	----------

備考

- 1 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 その採用が困難と認められる者に、この表を適用する場合は、当分の間、「大学 6 卒」の区分にあつては 1 級 13 号俸、「博士課程修了」の区分にあつては 1 級 37 号俸とすることができる。

エ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 卒	2 級 17 号俸
	大学卒	2 級 5 号俸
管理栄養士	大学卒	2 級 5 号俸
	短大卒	1 級 15 号俸
栄養士	大学卒	2 級 5 号俸
	短大卒	1 級 15 号俸
診療放射線技師	大学卒	2 級 5 号俸
	短大 3 卒	1 級 21 号俸
診療エックス線技師	短大卒	1 級 15 号俸
臨床検査技師	大学卒	2 級 5 号俸
	短大 3 卒	1 級 21 号俸
衛生検査技師	大学卒	2 級 5 号俸
	短大卒	1 級 15 号俸

臨床工学技士	大学卒	2 級 5 号俸
	短大 3 卒	1 級21号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	2 級 5 号俸
	短大 3 卒	1 級21号俸
歯科衛生士	短大 3 卒	1 級21号俸
	短大 2 卒	1 級15号俸
	高校専攻科卒	1 級11号俸
歯科技工士	短大 3 卒	1 級21号俸
	短大 2 卒	1 級15号俸
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師	短大 3 卒	1 級21号俸
	短大 2 卒	1 級15号俸
	高校卒	1 級 5 号俸
その他	高校卒	1 級 5 号俸

備考

- 1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

オ 医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

保健師 助産師	大学卒	2 級15号俸
	短大 3 卒	2 級 9 号俸
看護師	短大 3 卒	2 級 9 号俸
	短大 2 卒	2 級 5 号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 5 号俸

備考

- 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

カ 特定獣医師職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
獣医師	大学 6 卒	1 級31号俸
	大学卒	1 級19号俸

備考

- この表の適用を受ける者の経験年数は、獣医師免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 昭和53年4月1日以降に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に新規に入学して獣医学の正規の課程を修めて卒業し、か

つ、同法に基づく大学院において修士の課程を修了した者で、獣医師免許を有するものに対するこの表の学歴免許等の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

キ 高等学校等教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2級35号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級17号俸
	大学卒	2級5号俸
	短大卒	1級15号俸
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	1級25号俸
	短大卒	1級15号俸
	高校卒	1級5号俸

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 学歴免許等資格区分表の3の(2)又は(3)の区分（以下「基礎学歴の区分」という。）に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者の有する学歴免許等の資格の区分についてこの表の学歴免許等欄に当該基礎学歴の区分が掲げられているものとして経験年数調整表を適用した場合の調整年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数）
- (2) この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

ク 小学校中学校教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級47号俸

養護教諭 栄養教諭	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級29号俸
	大学卒	2 級17号俸
	短大卒	2 級 7 号俸
助教諭 養護助教諭 講師	大学卒	1 級25号俸
	短大卒	1 級15号俸
	高校卒	1 級 5 号俸

備考 この表の適用を受ける者の経験年数については、高等学校等教育職給料表初任給基準表の備考の規定を準用する。

ケ 公安職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	高校卒業程度		1 級 5 号俸

備考 都道府県警察の警察学校の初任科の卒業者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事委員会が別に定める。

別表第3中「（第6条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

別表第4中「（第7条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 経験年数調整表（第16条関係）

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分														
	基準学歴区分			学歴区分（乙）											
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+7年	+9年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+7年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年	+7年
専門職学位課程修了	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+3年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+2年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-2年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年	+5年
短大3卒	-1年	+1年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年		+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	-1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	-1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年
高校3卒	-4年	-2年		-10年	-9年	-6年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	-3年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	-5年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限が4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について人事委員会が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、人事委員会が別に定めるところによる。

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第1の改正規定を除く。）による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び附則第5項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規則（規則4—13）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和8年4月1日（以下「適用日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において新たに職員となった者のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない者の、当該適用の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 4 適用日前に職員の任用に関する規則（規則4—9）第6条の規定による採用試験若しくはこれに準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった者その他当該者との均衡上必要と認められる職員の適用日における号俸については、適用日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「等級別資格基準表」を「初任給基準表」に改め、同条第1項中「等級別資格基準表」を「初任給基準表」に改め、同条第2項を削る。

第3条の見出し中「号俸」を「職務の等級及び号俸」に改め、同条第1項中「号俸」を「職務の等級及び号俸」に、「等級別資格基準表を適用する場合における」を「初任給等規則の規定による」に改め、「初任給等規則別表第6に定める」、「（以下この項において「初任給基準表」という。）」及び「（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による等級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）」を削り、同条第2項中「第17条」を「第11条第5項」に、「号俸」を「職務の等級及び号俸」に改める。

第4条中「初任給等規則第10条第1号中「第18条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（規則4—13）第3条第1項」と、」を削り、「「第18条」とあるのは「」を「第12条第2項」とあるのは、「第12条第2項又は」に、「第3条第1項」を「（規則4—13）第3条第1項」に、「これら」を「同項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項まで、徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項まで及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項までの規定による職務の等級に関

する規則及び職員の給与に関する条例附則第5項、第7項又は第8項等の規定による給料に関する規則の一部改正)

6 次に掲げる規則の規定中「別表第6」を「別表第2」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項まで、徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項まで及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項から第6項までの規定による職務の等級に関する規則(規則6—155)第5条
- (2) 職員の給与に関する条例附則第5項、第7項又は第8項等の規定による給料に関する規則(規則6—162)第2条第10号